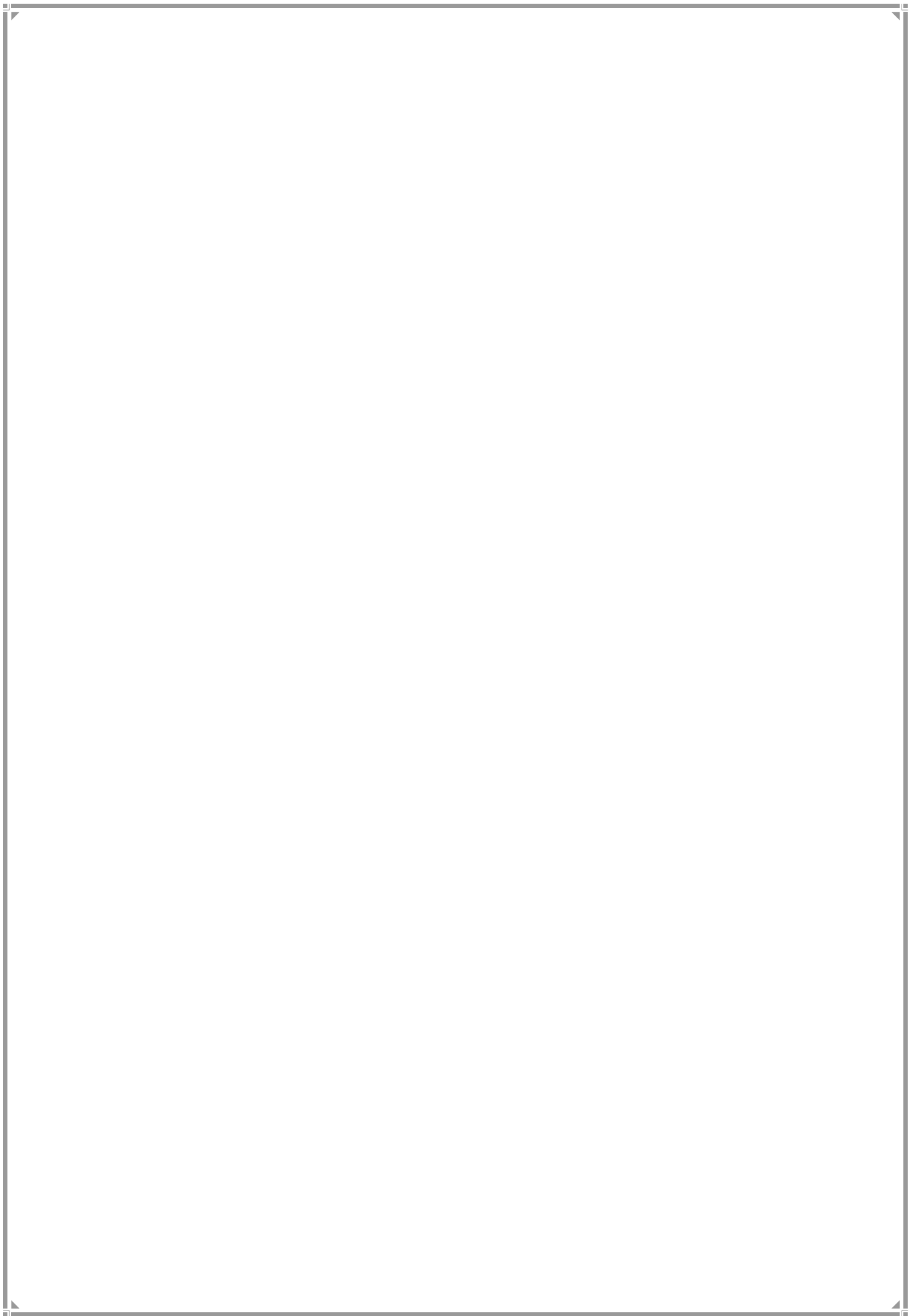


国分寺市子育て・子育ちいきいき計画
(平成27年度～平成31年度)
実施計画平成28年度施策評価

平成30年1月

国分寺市子育て・子育ちいきいき計画推進協議会



目次

第1 実施計画平成28年度施策評価.....	1
1 全体評価.....	1
2 重点施策の「施策の取組」評価.....	2
(1) 母子保健施策における連携について（関係機関との連携等）.....	2
(2) 不登校児童，支援が必要な児童に関する取組について.....	4
(3) 子どもの居場所に関する取組について.....	7
3 施策別評価.....	9
施策1 子どもの権利に対する理解を広め，深める.....	9
施策2 育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する.....	10
施策3 子どもが「居場所」と思える地域・子ども施設・学校を増やす.....	10
施策4 健康に過ごすことができるまちをつくる.....	10
施策5 仕事と生活との調和を実現する.....	10
施策6 親や家族も支援する.....	10
施策7 確かな学力と豊かな心を育む.....	10
施策8 生活困難な子どもと親に対する経済的な支援を増やす.....	10
施策9 健康で文化的な生活が保障されるまちをつくる.....	10
施策10 市民の共助による子育て・子育て支援を進める.....	10
施策11 市民と市の協働で子育て・子育て支援を進める.....	10

第 1 実施計画平成 28 年度施策評価

1 全体評価

本協議会は、国分寺市子育て・子育ていきいき計画推進協議会設置要綱第 2 条に基づく所掌である「子育て・子育ていきいき計画に係る事業の進捗状況・評価に関すること」について、実施計画に定められた事業の進捗状況を示す平成 28 年度実績について、市から提出された資料により確認した。

施策体系ごとの評価では、課題を検討することに力点があることから、辛口の評価となっているが、全体的には、安定して実施されているものも含め進捗している事業が多い。前年未実施であった事業について、着手の兆しを確認できるものもあったが、それにとどまる。事業の意義を踏まえ、計画に沿って着実に実施されることを期待する。また、進捗状況を示す記述の問題は、前年度の報告書同様であるが、前年度実績として記述された部分が前年度の本報告書の提言等に対してどのように対応したかが不明であり、次期の施策評価に向けては、措置内容を明確にされたい。

「子育て・子育ていきいき計画」に掲げられている事業は、もともと、それぞれ法律に基づく事業であったり、一定の政策の下実施されている事業であったりするものであるが、それを、子どもの育ちや子どもの権利保障、これを支える子育ての観点から捉え直そうとするのがこの計画である。その意味で、事業の推進、進捗の評価に当たっては、単にこれまで行ってきたルーティンの事業評価ではなく、この計画にいかんにか位置付けられ、いかなる目標の下推進されているものであるかを認識した上で、その進捗を注意深く評価していく必要がある。

必要性の高い事業により力を傾注したり、必要性の低い事業を廃止したりすることが、現在の財政状況の下では今後必要になっていくと思われるが、その際、事業単体の効率性ではなく、本計画の位置付けの中でこれを判断することは大切である。その意味でも、本計画の実績に対する評価が高い精度を持って行われていることが前提となるが、ここに挙げられている事業が、「子育て・子育ていきいき計画」計画体系の下にある事業であるとの共通認識が各所管で十分でない点に、なお課題がある。

2 重点施策の「施策の取組」評価

(1) 母子保健施策における連携について（関係機関との連携等）

平成28年6月3日に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律において、母子保健施策が児童虐待の発生予防や早期発見に資することに留意するよう明確化され、母子保健の役割は今後さらに重要とされているため、「母子保健施策における連携について（関係機関との連携等）」をテーマに、「1-④子どものいじめ及び児童虐待の防止・予防対策の充実」、「2-①早期発見と一貫した支援の充実」、「4-①子どもと親の健康の確保」、「6-①地域における子育て支援サービスの充実」の施策の取組の評価を行った。

ア 実績確認

母子保健施策において、健康推進課と子どもの総合相談窓口的役割のある子ども家庭支援センターとの連携が図られ、切れ目のない支援が行われることが重要となる。

本施策における取組内容として、産前・産後心身の不調に対する相談支援窓口である健康推進課が、子ども家庭支援センターとも支援が必要なリスクが高い妊婦に関しては、妊婦のうちから同行訪問し連携を図っている。また、保健師による支援体制については、高齢者地域包括支援センター6か所の区域ごとに、地区体制を整備したいと考えているが、現在は4人体制となっている。子育て相談室には子ども家庭支援センター相談担当に1人、こどもの発達センターつくしんぼに保健師が2人配置になっている。子ども家庭支援センターでは、母子保健の知識を生かして職種が多数にわたる相談があるため、多面的な利用者のアセスメントが行われている。

医療機関との連携については、健康推進課及び子ども家庭支援センターともに、妊婦の同意を得て、産院等医療機関から連絡が入る仕組みを作っている。同意が得られない妊婦においても、必要と判断される場合においては、両課において連携しながら、退院後、新生児訪問をしている。

妊婦等の最初の窓口は、健康推進課になることが多いが、子ども家庭支援センターでは育児支援ヘルパーを派遣しているために、産前の状況を把握する機会があり、気になる妊婦については、新生児訪問検討会や特定妊婦要保護児童連絡会などにおいて、健康推進課と連携を図っている。

母子手帳交付時におけるアンケートや「ゆりかご面接」において、妊婦に寄り添うという支援を一番大事に取り組み、保健師を嫌いにならないよう配慮がなされている。また、面接の電話等がない妊婦においても、健康推進課において連絡を複数回入れ、支援が切れることのないよう取組を行っている。

専門的な一定程度の経験を有する人員が、健康推進課及び子育て相談室において必要であるが、確保できていないことが課題として挙がっている。

イ 評価及び提言

母子手帳交付時におけるアンケートや「ゆりかご面接」において、妊婦に寄り添うという支援に取り組み、電話のない妊婦への対応も丁寧に実施されていることは評価できる。また、子ども家庭支援センター等の関係機関や医療機関との連携も、定期的に連絡会を行うなど図られており、この点においても一定評価できるといえる。この分野と関連して親子ひろばの役割も重要である。

子ども年齢に合わせた縦軸と横軸の連携、つながりを強化することが、切れ目のない支援につながると考えられる。ハイリスク・アプローチ¹に加えて、ポピュレーション・アプローチ²の充実が重要であることを認識した取組が必要である。その意味でも、子育て世代包括支援センター（母子保健包括支援センター）の平成31年度設置に向けて、他の自治体事例を踏まえるだけでなく、関係機関とさらなる連携を強化しながら、国分寺市の資源を活かすようなワンストップの拠点づ

¹ハイリスク・アプローチ / ²ポピュレーション・アプローチ

高いリスクを持った人を対象に絞り込んで対処していく方法がハイリスク・アプローチである。しかしこれは問題を持った少数の人のみにアプローチするもので、ハイリスクと考えられなかった大多数の中に全くリスクがないわけではなく、その背後により多くの潜在的なリスクを抱えた人たちが存在すると考えられる。そこで対象を一部に限定しないで集団全体へアプローチをし、全体としてリスクを下げたいこうという考え方がポピュレーション・アプローチである。

公益財団法人日本生産性本部「メンタルヘルス用語集」より引用

くりの取組に期待したい。

健康推進課及び子育て相談室における相談、さらには今後整備される子育て世代包括支援センターについては、一定程度の経験を有する専門職の配置が、必要となる。子育てに不安を抱える保護者の支援の充実は、子どもたちの健やかな成長につながる大切なことである。安定的な事業実施に向け、保健師の増員を含む体制の強化を図られたい。

(2) 不登校児童、支援が必要な児童に関する取組について

文部科学省の調査において、平成 27 年度における義務教育段階の不登校児童生徒数は約 12 万 6 千人であり、そのうち、90 日以上欠席している児童生徒は約 7 万 2 千人であり、不登校児童生徒の約 6 割を占める。さらに、義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成 24 年度から 3 年連続で、全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しているという調査結果が示された。こうした経緯を踏まえ、平成 28 年 12 月 14 日付けで「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が公布され、この法律の第 7 条第 1 項に基づく指針が平成 29 年 3 月 31 日に文部科学省より示され、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等として、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われること、支援に際しては、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があるとしている。

子どもたちの豊かな人間性を形成し、生きる力を育むためには、家庭、学校、地域が連携し、社会全体で次代の親づくりを視点に、子育て・子育てに取り組む必要があることから、「不登校児童、支援が必要な児童に関する取組について」をテーマに、「7-④不登校児童・生徒への施策の充実」、「7-⑥特別支援教育の充実」の施策の取組の評価を行った。

ア 実績確認

東京都教育委員会が実施する「平成 28 年度における児童・生徒の問題行動調査等の実態について」の集計によると、市内における不登校児童・生徒は、小学校

で18人、そして中学校で78人となっており、平成27年度より増加している状況であった。不登校児童・生徒が中学校に多いことから、適応指導教室の児童・生徒についても、中学生が中心となっている。平成29年度より適応指導教室への相談の仕方を整えるとともに、夏季休業日を1週間短くし、段階的に学校に慣れるような取組や学校に行けているが悩みを持っている子どもの電話相談を行っている。

スクールソーシャルワーカーが機能しており、適応指導教室と学校の連携に重要な役割を果たしている。また、教育相談室、子ども家庭支援センターや民生・児童委員などの福祉の関係部署との連携の際も、スクールソーシャルワーカーが入り各機関をつなぐ役割を担っている。

特別支援教育の充実については、現在、小学校10校のうち4校、中学校5校のうち1校に通級指導学級が設置されている。

また、今後の取組として、平成28年度に保護者、公募の市民などととも「第3次国分寺市特別支援教育基本計画」を策定し、平成30年度に巡回型の特別支援教室（現行の「通級指導学級」を巡回型にしたもの）開設に向け、取組が行われている。当該計画の策定に当たっては、市民説明会を実施するなど、保護者等からの意見を取り入れている。また、計画策定後については、小学校10校の保護者に対し、説明会を行い、巡回型の特別支援教室開設に向けた取組の周知を図っている。

障害のあるなしにかかわらず、子どもが相互に理解し尊重しあえる人間関係を育てるための通級学校との交流については、学校ごとにばらつきはあるものの、縦割班活動や集会活動、学年の活動、地域の活動を通して、交流を行っている。

イ 評価及び提言

不登校児童に対する支援の取組として、適応指導教室の果たす役割は大きく、その中でもスクールソーシャルワーカーが中心となり、学校や福祉関係部署など関係機関をつないでおり、孤立しがちな子どもや保護者にとって、安心して子育て

ち・子育ての行える環境を整える観点からも大いに評価できる。

子どもたちの成長に応じた切れ目のない支援の重要性が増している近年において、就学時に支援の切れ目が生じる等の不安な声もあることから、今後も他機関との連携の強化に向け、更なるスクールソーシャルワーカーの活躍に期待したい。

教育現場における不登校児童に対する支援の取組については、市の計画に基づく事業と東京都の事業が混在し、施策の取組が達成されたのか判断しづらい構造となっている。今後の実績の評価にあたっては、市内の状況を適切に知っておく必要があることから、その事業に関連する取組についての状況を、情報提供いただきたい。

特別支援教育における通級指導学級の拠点校1校が支援する校数は、国分寺市の場合1～2校であり、他市においては5～6校としているところもある状況の中、国分寺市の特別支援教育に対する取組は充実しているといえる。

通級指導学級の今後については、平成28年度の実績評価の対象と直接かかわることではなく、翌年度以降の評価において行うものであるが、今までの通級指導学級から大きく変わる取組であるため、一言申し添えておく。

多くの保護者及び市民の意見を聴きながら策定した基本計画に基づく巡回型特別支援教室の開設については、保護者等への丁寧な制度説明を行うとともに、通級指導学級を利用している子どもたちが混乱を招くことのないよう移行に向けた取組を進められたい。

また、(3)とも重なるが、学校に居場所を見つけられない子どもの居場所の確保も課題であり、教育委員会としても視野に入れた上で、関係部署との連携を図り学習機会の提供を含め多様な居場所づくりを連携して取り組む必要がある。

なお、上記取組においては、子どもの意見表明や意見の尊重が子どもの主体性を育み、子どもの最善の利益を見つける出発点となることを踏まえ、子どもの気持ち、子どもからの相談を丁寧に聴き、それを出発点とする居場所の充実を含む多様な支援体制が重要であることを指摘しておく。

(3) 子どもの居場所に関する取組について

子どもの主体性を尊重し、自分の気持ちを様々な形で表現する子どもに対し、誠意を持って、一人ひとりの子どもと丁寧に向き合い、具体的な支援を行うための取組を進める必要があることから、「子どもの居場所に関する取組について」をテーマに、「3-①児童館の充実」の施策の取組の評価を行った。

ア 実績確認

児童館は、6館のうち平成26年度から直営施設2館、指定管理施設の4館となっている。

ひかり児童館では「ひかりごはんフェス」、もとまち児童館では親子行事を土曜日に開催する等、指定管理事業者の創意工夫のもと様々な自主事業を展開しており、少しずつではあるがサービスの向上につながっている。

しかし、学童保育所を併設している児童館は、乳幼児や学童保育所を利用していない小学生、中高生等の利用を、時間帯を区切るなど工夫をしているところではあるが、学童保育所児童数の増加により利用しづらい状況になっている。このため、子どもたちが安心できる居場所としての児童館の目的が果たせていない部分があることが課題として挙がっている。

児童館の運営については、利用者協議会というものではないが、利用されている子どもたちの意見を聴く場を年2回ほど確保し、その中で出た意見を市内の児童館、学童保育所の職員が集まる月1回の合同会議等にて、情報共有を図っている。

児童館職員等の資質の向上については、東京都の研修等を活用し、研修に参加した職員からの他の職員へ情報提供するなどの取組を行っている。学童保育所の職員として、放課後児童支援員の配置が必要となっているが、東京都の研修を各施設に偏ることのないよう割り振りを行い、順次研修を受け、資格を取得できるよう取組を行っている。

不登校となっている子どもたちの対応については、保護者との面談等を行い、意向を確認しながら、居場所となれるよう受入れしている。また、受入れ後について

は、必要に応じて学校や子ども家庭支援センター等の関係機関との連携を図り、子どもたちの支援に切れ目のないよう配慮している。

イ 評価及び提言

現在の子どもたちの置かれている生活スタイルは、保護者の勤務や意向等、家庭の状況により多様化してきている。この影響から出てくる子どもたちの育ちの部分での課題についても、多様化してきている。こうした状況を踏まえ、児童館内での子どもたちが、遊びの創造・工夫を通して課題を克服していく力を身に付けていく支援をすることが、児童館として大切な役割となる。また各児童館運営においても、誰にとっても過ごしやすい児童館を構築する必要がある。その点、国分寺市内の不登校や障害があるなどにより児童館になかなか来られない子ども、日本語がうまく話せない外国人の子どもなど、地域のすべての子どもの状況を把握するため、調査・分析能力を高め、児童館内だけでなく地域全体に、目配りができる児童館として、取り組む必要がある。直営児童館がその経験とノウハウを生かし、市内の児童館の質の向上のため、合同会議にとどまらず、各児童館への訪問支援など多様な手法での支援に取り組まれない。また、「児童館運営協議会の設置」が、外部有識者、地域住民、子育て支援活動団体などを加えて組織されれば、より広い視点での児童館運営を支える力となるものと思われる。利用者の意見を踏まえた取組を計画的に実施し、児童館運営を支える地域の力を強化されたい。

また、児童館は子どもの健全な育成を図るために設置されており、当計画においても子どもが安心して過ごせる居場所として、児童館の役割は重要であることから重点施策として位置付けている。現在、市内児童館は学童保育所と併設しているが、学童保育所に入所する多くの児童は、日常的に児童館を利用するため、遊べるスペースが狭隘になりがちである。国分寺市立児童館の施設運営に関するガイドラインに基づく乳幼児から中高生までの児童すべてが日常的に気軽に利用できる環境やくつろいだり、休憩したりするふれあいスペースが十分にあるとは

言えない状況である。子どもの健全育成を図る施設として、施設環境を早急に見直し、計画的な整備を進められたい。

3 施策別評価

本節では、国分寺市子育て・子育ちいきいき計画における実績及び所管課評価の結果を踏まえながら、11 施策の特に要点となる事項について評価を行う。

なお、平成 28 年度評価に加えて、現計画における課題を整理した。次期子ども施策に関する計画の策定に当たっての参考とされたい。

施策 1

子どもの権利に対する理解を広め、深める

(1) 施策評価

① 子どもの権利の普及啓発の取組

子どもの権利の普及啓発は、子どもに関する施策を進める基礎になるものでもある。子どもを施策の対象や客体とするのではなく、その主体として位置付けることの大切さはあらゆる施策に通じることである。また、子どもの権利についての理解は、決して所与のことではなく、すべての人が真摯に、現実の中で深めるものである。

前年度評価において、未着手の事業が多かったが、前年度評価を受けた改善がみられる。もっとも、子どもの権利に関する普及・啓発手法について、検討をすにとどまり、具体的な内容も提示されておらず、量的にも質的にも評価をすることはできない。今後、「何を周知するか」について留意した上での具体的取組が期待される。

実施されている学校内での普及啓発について、性同一性障害など今日的な課題を取り上げたこと、ネットモラルなど新たな課題を取り上げることを今後の方向性としていることについては評価できる。性同一性障害を含む L G B T の問題は、正しい理解がなければ、差別やいじめの原因にもなり得ることを踏まえ、指導資料の作成、周知にとどまらず、理解に向けた実践的取組が必要である。ネットモ

ラルについても、発信者の無意識・無自覚の行為が人を傷つけることを踏まえ、同様に理解に向けた実践的取組が一層必要である。

② 子どもの権利に関する相談及び救済の充実

子どもの権利に関する相談及び救済は、それを図ることにより、子どもの権利の保障を図るとともに、子どもの権利に対する理解をその現場において現実のものとしていくことにもなる。

子育て相談室を所管課とする該当の相談事業は、「妊娠期、子育て子育て各種相談への対応事業」（通番5）と「子ども総合相談窓口の設置」（通番6）の2つが挙げられている。平成31年度の目標値に対して、28年度実績は、総数について量的には上回っている。しかしながら、妊娠期の相談が少なく、当事者からの相談につながる取組が必要である。母子保健分野において、例えば、妊娠届時の面談を含む相談体制がなく、妊婦を含む母子とのファーストコンタクトのあり方に工夫をする余地がある。母子保健分野、児童福祉分野での相談、情報共有の仕組みの工夫が重ねられているが、ワンストップで切れ目のない支援については年度目標においても必ずしも明確ではなく、平成31年度に向けて取組が急がれる。

また、子どもからの相談については、量的にその数が少なく、いじめに係る相談など、とりわけ学校・教育委員会との連携が必要となる分野での相談体制が整えられていないことが見受けられる。学校外の機関で、子ども自身が躊躇することなく安心して相談できる体制も重要であり、全体として、この分野で学校との間で、有機的な相談体制を構築できているかどうかを引続き検討するとともに、仕組みを整えていく必要がある。なお、この点については、各機関との連絡会を積極的に行い、関係機関との連絡を深めることで相談につながるよう努めているとの情報がある。

③ 子どもの居場所づくりの充実

子どもの居場所の充実の問題は、施策3での課題であるが、施策1では、居場所づくりを通じて、大人と子どもが、子どもの権利保障とは何かを前提として、

子どもの権利にとっての居場所の大切さ、居場所のイメージを共有するとともに、子どもが主体的にそこにに関わり、子どもも、大人も子どもの権利について理解し、深められる仕組みが整えられているかどうかの問題となる。

該当事業としては、子ども若者計画課が所管する「子どもの居場所づくりに関する市民のワークショップの開催」（通番7）が挙げられている。この事業自体が未実施という評価がなされている。市として、子どもの居場所を考える仕組みはそれとして重要であり、実施に向けての調整が行われているとのことであるが、引続き平成31年度までに計画的に整える必要がある。

他方、居場所づくりという場合、市内の居場所の多寡や充実の度合いのほか、新たな居場所の確保の議論も必要である。さらに、居場所を支える人員の確保を含む既存の居場所が子どもの居場所としての条件を備えているか、また、子どもの居場所とはこれまで考えられていなかった場所についても、子どもの居場所としての視点も必要なのではないか、そして何よりも子どもにとってやすく、使い勝手がいいかなど、市全体として、また施設ごとに居場所及び居場所づくりについて検討することも必要である。ただワークショップをすればいいというのではなく、明確なビジョンと獲得目標を持ち、対象事業を広げることも含めて、重層的な視点を持つ必要がある。いずれにせよ、居場所づくり推進会議で検討をし、方向性を示すということであるので、具体的な実施につながることも含めて期待したい。

④ 子どものいじめ及び児童虐待の防止・予防対策の充実

子どものいじめ及び児童虐待の防止・予防対策を考える上で、該当事業としては、①相談体制の充実、②助けてくれる人がいて、安心して集える居場所、③悩みを打ち明けられる場や環境、④いじめや虐待に関する啓発、⑤いじめや虐待に対する早期発見、対応についての研修等が必要となる。また、⑥組織的な対応として、いじめ防止基本方針の策定、要保護児童対策地域協議会の仕組みの整備がある。

相談体制の充実については、上記②で指摘したとおりである。助けてくれる人がいて、安心して集える居場所としては、「親子ひろば事業の拡充」（通番8）がある。相談色が強くなると集えなくなるということもあり、育児相談ができるというほかに、同じ境遇・世代と知り合える、相談し合えるという関係づくりの場となっているものと思われ、それが定着していることは評価でき、その拡充を掲げていることは大切である。利用の背景には利用していない者の存在があり、その実態把握の必要性や、拡大する際の課題も意識されており、計画に従って推進されることが望まれる。他方で、いじめ防止等の対策として、子どもの居場所も、こうした取組として整えられているかどうかについては、ここで事業が挙げられておらず、不明である。相談できる一方で、安心して集える場の充実は子どもにとっても必要である。

悩みを打ち明けられる場や環境として、「育児不安を持つ母親支援グループ」（通番9）が挙げられている。育児不安を持つ母親の不安・孤立感を軽減し、安心して子育てができるとの意義は重要であるが、参加回数や参加人数の目標設定が低く、参加している人への効果は大きいと思われるが、参加できていない層を踏まえると、政策的には、事業として広げていく必要がある。親子ひろばなども連携して、柔軟に開催できるような仕組みを整えるとともに、子どもの就学後も切れ目なく支援が届くような仕組みとあわせて工夫する必要がある。

いじめや虐待に関する啓発については、「子どものいじめと虐待に関する啓発事業」（通番10）が挙げられている。「いじめ・虐待はしてはいけないことを認識できる」取組の意義も重要であるが、つらい思いをしていることを相談に繋げる意義があることも意識されたい。

その点で、一般的な広報のほか、つらいと思ったら相談できること、相談したいと思ったときにどこに連絡すればよいか示されているカードの配布などは有効である。カードは悩んだときに身近にあることが大切である一方で、悩みのないときは捨てられることも想定して、いざというときに身近にあるような工夫

(持ってられる、持っていたい、捨ててもまたもらえる)が必要である。

また、いじめ虐待防止講演会が開催されているが、つらい思いに気づいたり、つらい思いをさせていることに気づいたりすることを実感できる、子どもが参加する授業の実施なども期待するところである(学校では、いじめ防止授業がなされている。)

いじめや虐待に対する早期発見、対応についての研修等であるが、弁護士によるケースの対応や考察等を踏まえた指導が行われており、その点については評価できるが、他方で、いじめや虐待についての認識や、早期発見のためのスキルなどについてはまだ十分であるとは思われないので、実践的手法を取り入れた形で、各分野における専門家等の指導とあわせて、計画的に実施する必要がある。

なお、いじめや虐待の防止、早期発見、対応において、子どもが気づくこと、大人が対応することは大切なことである。いじめ防止に関する対応事業として、いじめ予防授業を積極的に実施していることは評価できる。予防授業を契機として、児童生徒が日常にその成果を生かせるような取組も必要である。いじめ防止等の対応として、組織的な対応について整備する必要がある。そのひとつが、いじめについては、学校いじめ防止基本方針の策定といじめ防止の日常的な取組である。学校いじめ防止基本方針は、学校の組織的対応を示すものであることから、国のいじめ防止基本方針より、より具体的に学校の組織に即して定められている必要がある。また、いじめ防止対策組織についても、日常的な取組を計画し検証するとともに、その組織自体が有効に機能するものであるかどうかの検証も必要である。こうした観点や事業が必ずしも明確に位置付けられておらず、こうした観点から、いじめ防止対策審議会を中心にいじめ防止等対策をより進める必要がある。

なお、「いじめ防止に関する対応事業の推進」(通番12)について、平成31年度目標が、量的には、「いじめの発生件数を可能な限り少なくする」、質的には、「いじめのない学校になっている」とされているが、いじめはどこでも起きるこ

とを想定し、いじめを発見することが組織的対応の成果であることを促す国のいじめ防止等対策と齟齬を生じる可能性がある。いじめの発生事実やその件数が過小評価されることがないように運用が望まれる。

虐待の防止等としては、「要保護児童対策地域協議会の運営等連携事業」（通番 13）が挙げられており、同協議会については、実務者会議に進行管理部会（4回開催）を置くなどの工夫がみられる。ただし、回数について、開催側の都合ではなく、ケースとの関係でふさわしいかどうかとも検討をし、さらに密度の濃いものにされたい。

⑤ 子どもの自立支援

子どもの自立支援は、子どもの貧困の問題を含めた子どもが家庭的に、社会的に抱えている課題に対する施策として、目下、極めて大切な施策である。他自治体でも、学習支援、子ども食堂、就労支援等多様な施策が展開されていることはよく知られている。ところが、国分寺市では、これに位置付けられている事業が、「養育家庭普及事業」（通番 14）と「子ども家庭支援センター運営協議会の開催」（通番 15）にとどまり、施策が行われていないか、十分に位置付けられていない可能性がある。少なくとも、既存の事業で子どもの自立支援としての観点を持つ事業について洗い直す必要がある。

⑥ 子ども自身の組織や活動の支援

子ども自身の組織や活動は、施策 3 の子どもの居場所と関連する問題であり、子どもの成長にとって重要な意義を持つものである。「児童館での中高生自身の活動の支援や中高生向け事業」（通番 16）、「少年少女スポーツ祭等の開催」（通番 17）、子ども祭り、ジュニアサロン、バンドライブ事業など「公民館青少年対象事業」（通番 20）の実施のほか、必ずしも子どもに限られないが、スポーツ団体に加入していない「スポーツセンター、プールの個人開放」（通番 19）などの事業が実施されている。また、小中学校を拠点とした「地域住民主導による総合型地域スポーツクラブの設立を支援」（通番 18）や、「青少年育成地区委員会へ

の補助金交付」(通番 21)、「地域活動連絡会への補助金交付」(通番 22)などが挙げられている。

これらは、いずれも安定して行われているか、一定の進展が見られる。スポーツ、祭り、音楽活動等が多い一方で、18 歳選挙権の問題も念頭に政治、社会に関わる子どもの活動についても視野に入れ、現在実施しているとされる模擬投票も含めて(ただし、それにとどまることなく)計画に位置付け実施していく必要がある。

⑦ 子どもの発言・参画の機会の拡充

国連・子どもの権利委員会は、子どもの権利条約 12 条(意見表明権)を、条約全体を貫く最も重要な権利と位置付けている。子どもの発言・参画は、こうした条約 12 条を背景に持つものであり、子どもの権利保障の観点からも非常に重要な事業である。

ここに挙げられている事業は、⑥で位置付けられて再掲となる「公民館青少年対象事業」(通番 20)の実施、「児童館における、ボランティア受入れ事業」(通番 23)にとどまっている(「子どもの権利に関して、市職員への普及・啓発」(通番 3)は未実施)。

これらの実績は、未実施のものを除き、現状を維持しているか、一定の進展があるとされているが、これらの事業を実施したとしても、子どもの発言・参画の機会の拡充という点で事業を実施したことにはならない。日常的にあらゆる場面での子どもの発言・参画が求められるほか、子どもの居場所における子どもの発言・参画、市政等への発言・参加の工夫は他の自治体で工夫がなされているところである。市ではこの点について全く施策が行われていないか、十分に位置付けられていない可能性がある。少なくとも、既存の事業で、子どもの発言が尊重されるという意味の参画としての観点を持つ事業について洗い直す必要がある。

⑧ 子どもの権利に基づく子育て支援の充実

子どもの権利に基づく子育てとは、子育てが子どもの最善の利益に資すると同

時に、子どもの考えを尊重する等、子どもを主体とした子育てを充実するための施策のことである。

③から再掲となる「親子ひろば事業の拡充」(通番 8)、「子ども野外事業」(通番 24)、「子育て・子育て支援市民活動団体の支援」(通番 25)が挙げられている。親子ひろばは、相談もできる親子の居場所として虐待防止等の意義を持つものであり、実績において進展も見られる。子ども野外事業は、子どもの成長とエンパワメントを図る施策として継続されている。また、すべてが子どもに関わるわけではないが、市民活動センターの事業は、子育て・子育て支援の市民活動を支援するものとして継続されている。事業のメニューや規模に物足りなさがあることから、公募型共同事業、提案型事業だけに頼るのではなく、より豊富な事業展開が望まれる。

⑨ 国分寺子ども白書の刊行

子どもに関するデータは、あらゆる施策の基礎をなすものであり、子どもがどのような状況にあるかを経年的に調査することは重要である。国連・子どもの権利委員会の各総括所見においても、わが国において子どものデータが十分でないことは指摘されており、改善されるべき重要課題である。

「国分寺子ども白書」の刊行(通番 26)が事業として挙げられており、「居場所」について、3～5年ごとに一定程度のアンケートを実施し、子どもたちの状況を把握するとされている。しかし、平成 26 年度は、「子ども・子育て支援に関するアンケート」をするにとどまり、平成 27 年度においては、未実施に終わっている。

子どもの状況を経年的に把握することは極めて重要なことであり、特定の事業を実施するときだけにそのためのアンケート調査をするという態度は改められたい。経年的に同じ指標で、定期的に調査をすることこそが重要であり、そうした観点から、計画的に調査を行い、係る観点の「国分寺子ども白書」の作成を行う必要がある。

(2) 提言

子どもの権利の普及啓発の取組について、市民への普及啓発、市職員への普及啓発、市施設関係者への普及啓発が、検討を始めたということとどまり、実質的に未着手であるということは極めて大きな問題である。計画的に実施されたい。学校内の普及啓発について、LGBTやネットモラルなど新たな課題を取り上げることを今後の方向性としていることは評価できるが、正しい理解がなければ、差別やいじめの原因にもなり得ることを踏まえ、指導資料の作成、周知にとどまらず、理解に向けた実践的取組が必要である。

子どもの権利に関する相談及び救済の充実については、母子保健、児童福祉分野の「妊娠期、子育て子育て各種相談への対応事業」（通番5）については、相談がワンストップで切れ目のない有効な支援策につながるよう体制を整える必要がある。子ども自身からの「子ども総合相談窓口の設置」（通番6）については、量的にその数が少なく、いじめに係る相談など、とりわけ学校・教育委員会との連携が必要となる分野での相談体制が十分に整えられていない。学校との間で、有機的な相談体制を構築し、仕組みを一層整えていく必要がある。

子どもの居場所づくりの充実については、「子どもの居場所づくりに関する市民のワークショップの開催」（通番7）が挙げられており、検討は進めているとはされているが、明確なビジョンと獲得目標を持ち、対象事業を広げることも含めて、重層的な視点を持って実施する必要がある。

子どものいじめ及び児童虐待の防止・予防対策の充実に関しては、育児相談につき、「親子ひろば事業」が重要な役割を果たしているが、利用していない者の実態把握の必要性や、拡大する際の課題も意識されていることは重要であり、係る視点の下、さらに推進されることが望まれる。また、悩みを打ち明けられる環境として、「育児不安を持つ母親支援グループ」（通番9）が挙げられているが、参加回数や参加人数の目標設定が低く、重要な事業だけに、政策的には、事業として広げていく必要がある。また、子どもの就学後も切れ目なく支援が届くような仕組みとあわせて

工夫する必要がある。

いじめに関しては、上記の通り、相談体制に課題があるほか、学校いじめ防止基本方針を中心とした組織的対応は有効に機能するものであるのかを検証することを含めて整備する必要がある。また、目標設定が、いじめ防止等対策と齟齬を来す可能性があることを踏まえ、適正な運用が望まれる。

子どもの自立支援については、重要な施策であるにもかかわらず、施策が行われていないか、十分に位置付けられていない可能性がある。少なくとも、既存の事業で子どもの自立支援としての観点を持つ事業について洗い直す必要がある。

子ども自身の組織や活動の支援については、概ね事業は進展していると思われるが、18歳選挙権の問題も念頭に政治、社会に関わる子どもの活動についても視野に入れ、計画的に実施していく必要がある。

子どもの発言・参画の機会の拡充については、子どもの権利にとって重要な施策であるにもかかわらず、全く施策が行われていないか、十分に位置付けられていない可能性がある。少なくとも、既存の事業で子どもの発言・参画としての観点を持つ事業について洗い直す必要がある。

子どもの権利に基づく子育て支援の充実については、事業のメニューや規模に物足りなさがあることから、より豊富な事業展開が望まれる。

国分寺子ども白書の刊行は、子どもに関するデータ収集に関する施策であり、あらゆる施策の基礎をなす重要な施策である。子どもの状況を経年的に把握することは極めて重要なことであり、特定の事業を実施するときだけにそのためのアンケート調査をするという態度は改められたい。経年的に同じ指標で、定期的に調査をすることこそが重要であり、そうした観点から、計画的に調査を行い、係る観点の「国分寺子ども白書の刊行」（通番26）が必要である。

(1) 施策評価

① 早期発見と一貫した支援の充実

「こどもの発達センターつくしんぼ法内制度移行に伴う相談支援事業」(通番 28)、「市内関係機関への、専門的視点での指導・援助」(通番 30) など質的にも量的にも充実している事業もある一方で、「親子の遊びの教室・集団指導教室・個別指導教室」(通番 29) は、一定の枠のあるグループに関しては、申込者に対して依然としてニーズに対応し切れていない。様々なグループ運営により定期的な集団の場を提供できたことは評価に値するが、特に乳幼児期の保護者は大きな不安を持っているので、保護者の支援、また子ども自身の発達のために事業の拡大を望む。

また、「心理相談ケース連絡会」(通番 33)、「乳幼児育成事業」(通番 34)、「障害児保健福祉連絡会」(通番 35) では、育児不安を抱えていて行政からのアプローチが必要とされている保護者は少なからずとも存在するため、保護者の不安に向き合い、その人材、人員も含め、今後検証していく必要がある。また、所管課である健康推進課は、子ども家庭支援センターと連携の必要性を認識し、連絡会を開催しているとのことであるが、なお一層の具体的な取組を進め、支援に当たっていただきたい。

② 日常生活への支援の充実

「学童保育所中学生障害児保育」(通番 37)、「学童保育所の障害児の受け入れ拡充」(通番 38) の小学生及び中学生障害児の学童保育所の受入れに関して、入所希望があった児童は全員入所できるという点では保護者の安心度は高い。しかし、学童保育所の狭隘状況は深刻にもかかわらず改善されていない。場所に慣れるために時間を要することや、音や匂いなどに敏感なこともある障害児にとって狭隘状態は健常見にもまして過酷な状況である。市内支援学級の人数も増加傾向

にあり、今後ますます環境の悪化が予測されることから、狭隘状態の改善が急務である。状況の改善を早急に図られたい。しかし、障害児の健やかな発達、という観点からは狭隘状態の解消だけでは十分ではない。支援をきちんと受ければより世界が広がる障害児にとって、学童保育所という場は大きな可能性を秘めた場所である。狭隘状態の解消にとどまらず、その質を担保するために放課後児童支援員の資格取得を推進する必要がある。また、障害のある中学生においては、学童保育所の支援だけではなく、障害児通所支援などの多様なサービス提供が検討される必要がある。現状では障害児通所施設も市内に開所しているが、ただ事業所を誘致するだけでなく、その質に行政が関心を持つことが必要とされている。

「移動支援事務事業」（通番 45）については、障害児の社会的自立のためには重要な施策である。量的な充実ももちろん大切であるが、支援の対象である児童、そしてその保護者にとって使いやすい施策であることが必要であるため、その内容についても支援を必要としている対象者に寄り添う内容であってほしい。

「特別支援学級児童生徒スクールバス運行」（通番 39）は、希望者に対して 100 パーセントの乗車率を達成している。一人で登校することが困難な児童がいる中、保護者としてはこの事業に対して大きな安心感をもたらしていると言える。

「補装具給付事務事業」（通番 41）から「重度心身障害者（児）巡回入浴サービス」（通番 47）については、全体的に事業は停滞しているものも散見される。障害福祉課が所轄する事業が多く、一つの課として同時並行で事業をこなしていくことは困難との印象を受ける。よって事業の進捗を正確に見定めて、注力すべき事業を優先的に改善していくことが必要と思われる。

「障害児保育事業」（通番 48）は、全園受入れを目標としているが、新規設置保育所については体制が整わないことなどの理由により、初年度は障害児の受入れを行っているところは少ない。その時点で障害児は選択が狭められているというハンディを負うことになる。それだけでなく、入園手続きも健常児と比較すると煩雑であり、障害児をもつ保護者の気持ちに寄り添うものではない。また、障

害児を保育する一番の課題は保育士の確保である。基幹型保育所システムにおいて実施する障害児の保育に関する研修を充実させることにより、障害児に適切な保育を提供できる保育士を確保でき、結果的に市内保育所全体の保育の底上げにつながる。

③ 障害のある子どものいる家庭への経済的負担の軽減

経済的負担の軽減を解消するための施策に目標値が設定されていない。事業として成立しているからには、支援が必要な人が手を上げるのを待つのではなく、早急に支援が行き届くような施策を考えることが重要である。利用者の拡大に向けた周知の充実を図られたい。また、経済的支援という点では同じ事業内容にもかかわらず担当所管課が異なることで利用者に負担が生じることが懸念される。それぞれの所管課が歩み寄り、利用者が漏れなくサービスを受けられる仕組みを構築されたい。国や東京都の事業においては、利用者のニーズを把握し、制度の拡充等、国や東京都へ働きかけられたい。

(2) 提言

「2-①早期発見と一貫した支援の充実」では、「子育て」や「多様性」という漠然としたイメージを具現化し施策に反映するという努力が求められており、また停滞している施策に関しては人員の不足だけでなく、実施するための施設不足も課題になっている。上記評価項目にも挙げたが、今以上に庁内の連携を取り、年度ごとに改善する項目を設定し重点的に改善していくなど、計画的な事業の課題解決を図られたい。

「2-②日常生活への支援の充実」では、障害児の学童保育所入所に関して、全入制度は素晴らしいが、狭隘状態のため質的な目標は達成できていない。この状況を改善するために、職員に対して放課後児童支援員の資格取得を推進し、保育の質を向上させるとともに、児童館以外での保育など、念頭に置き取組を進められたい。

また、保育所における障害児がいきいきと保育所生活を送るためには、質の高い保育士の確保が重要となってくる。現在どの自治体も保育士確保については苦勞し

ているが、他自治体の例も参考にしてスキルの高い保育士を確保する方策を模索していただきたい。市内保育所が民営化していく中で、保護者のニーズをどのように適切に把握し、それを具体化していくかが問われている。

障害児の日常生活の支援については、国や東京都の施策の実施にとどまらず、市民の個別のニーズに応じた支援のあり方について模索し、国分寺独自の支援の充実を図られたい。(通番 52~60)

施策 3

子どもが「居場所」と思える地域・子ども施設・学校を増やす

(1) 施策評価

① 児童館の充実

重点施策として位置付けているにもかかわらず、児童館整備が未実施であるのは看過しがたい。「児童館の整備計画」(通番 61)、「児童館の開館日の見直し」(通番 64) など、早急に見直し検討を開始し、次の計画において方針を示されたい。

「児童館の整備計画」(通番 61) は、公共施設整備計画など、市の大型整備計画に組み込まれることで、老朽化による整備の必要性、その緊急度が希釈されてしまっているのではないか。児童館は、障害のあるなしにかかわらず、全ての子どもの居場所として、より活用が図られる場であるため、早急な整備が必要と思われる。

「児童館での乳幼児・小学生・中高生向け事業」(通番 62) については、5か年計画の概要により、「障害のあるなしにかかわらず、すべての子どもの居場所としてより活用が図れる」ことを目指す、としているにも関わらず、「各年齢のニーズに対応した企画を実施」とあるばかりで、「障害のある」児童への対応について、「企画内容や運営のあり方の見直し」をした形跡もなく、現状維持という評価は、5か年の目標の観点からは、適切に評価することが困難である。

「地域の子どもの居場所づくり」(通番 63) は、「空き店舗や空き家の活用」と概要に記されているが、視点が狭い。新設児童館の可能性が見込まれない現状

で、ミニ児童館としての位置付けのように思われるが、事業概要からは読み取れない。計画策定時に実施したアンケートからは、子どもたちが普段行っている場所、行きたいと思っている場所は、公園と図書館が上位にあり、児童館はコンビニエンスストア、ファミリーレストランやゲームセンターとほぼ同数になっている現状を考え、「子どもの居場所づくり推進会議の設置」（通番 75）の議論と合わせ、事業内容等再検討されたい。

「児童館の開館日の見直し」（通番 64）については、「休日に行事実施」の方向性で検討を進めて行くとのことから、それが「開館日の見直し」として考えられているのか、評価しがたい。そもそも、なぜ開館日の見直しが事業化されているのか再考を要する問題ではないかと考える。

「児童館運営委員会の設置」（通番 65）は、指定管理4館、直営2館という体制になった現在では、なおのこと必要な会議である。事業者と市職員の合同会議を開催し、職員資質の向上に努めているとのことだが、子どもの居場所、育ちの観点から、さらに総合的な視点が必要である。子ども家庭支援センターに運営協議会、公民館に公民館審議会があるように児童館に運営委員会の整備を検討されたい。特に子どもの声、意見は看過されがちであることを考え、委員会の設置、意見の集約等には工夫が必要と思われる。平成30年度の取組が、「子どもも含め利用者の意見を聞く場の設定を行い、地域関係者へ働きかけて参加を促す」方針であることに期待したい。

② 子どもの遊び場・公園等の整備

「子ども野外事業」（通番 24）では、公園を利用した子ども子育て事業課と子育て相談室の2事業を統括した「青空ひろば」として展開し、9か所での実施となることは評価する。そもそもは児童館の野外事業だと思われるが、近年の乳幼児の子育て支援との合流により、ますますニーズが高まる領域であり、適切な事業展開である。

「プレイステーション事業」（通番 66）では、火の使用の制限等によって、い

きいきと遊べる空間になっているのか疑問である。基地遊びの禁止、大型遊具の撤去、火の使用の制限など、年々、冒険遊びとは乖離してきている。結果、ルールが多くなる分だけ、プレイリーダーの役割も、遊びを作り出すあるいは子どもに寄り添うリーダーというよりは管理者的にならざるを得ない。利用者も乳幼児と保護者の平日利用が多いのが現実であり、平日の火の使用制限がもたらす影響は多大である。現場では、周辺苦情対応と、大きな声を出さないように子どもたちを見守る対応など、冒険遊びの醍醐味を失いつつあるのではないか。早急に設置当初の冒険遊び環境を整えられたい。また、市内他地域での冒険遊び事業を進める必要も検討されていたはず（平成27年度評価のヒアリング）だが、所管課による実績評価記述からは読み取れない。市内の限られた利用者の満足度だけでは、正当に評価できない事業だと思われる。

「公園緑地の整備」（通番68）については、「遊具修繕をしたことで子どもの安全・安心に利用できるようになった」ことは良好な自己評価にあたると思われる。また、当該計画策定時に実施したアンケートから見られるように、市内の子どもの利用施設は公園が多いことを踏まえ、今後ともどのような遊具や公園設置（改修）が必要であるのか、意見収集をもとに今後も進められたい。特に都道による子どもの生活圏の分断地域や子ども数の急増地域など、子ども数と生活圏の変化に応じた整備計画、子どもの視点から課題を的確に取り上げられたい。

「青少年地域リーダー養成講習会」（通番70）は、内容の見直しを図ったことを踏まえ、より多くの受講者の参加がなされるようにさらに工夫されたい。

「放課後子どもプランの実施」（通番71）については、前年度のヒアリングからは社会教育課と子ども子育て事業課の連携が取れているようには思われなかった。量的・質的評価を「10校で実施できた」だけでは、本事業を適切に評価することが困難である。文部科学省では、放課後子どもプランは、「未来の日本を創る心豊かでたくましい子どもを社会全体で育む」ことを目的としており、

当該事業においても、学校施設等を活用し、様々な体験活動や地域住民との交流活動等を行う子どもの活動拠点となっているのかを検証し、適切な質的評価を行われたい。

③ 公共施設等の中高生の利用機会の拡大

「公民館青少年対象事業」（通番 20）では、公民館での「居場所づくり」事業によって、フリースペースやジュニアサロン等の設置ができたことは大いに評価する。さらに進められたい。「公民館・学校施設・スポーツセンター等を利用した子どもの居場所づくり」（通番 73）で「体育施設の利用のみならずホールの開放など、子どもたちの居場所としても開放し、利用されている」という取組目標は評価したい。同時に、不登校、ひきこもり、障害のある子どもなど、「全ての子ども」を包含する居場所という観点が見えていないのではないか。そうした観点こそ、「子どもの居場所づくりに関する市民ワークショップの開催」（通番 7 再掲）において議論されるべきだが、実施されなかったことは残念である。

④ 子どもの居場所づくり推進会議の設置

未着手であった事業が、準備され、評価の翌年度（平成 29 年度）に開催される運びとなったことは大いに評価したい。事業概要「市民に子どもを見守る目が醸成され、市内の様々な場所が子どもの居場所となるよう推進組織を設置して、居場所づくりを具現化していく」という、この会議に居場所づくりを期待すると同時に、他の「居場所づくり」事業との連携、総合等も念頭に進めてもらいたい。

(2) 提言

- ① 児童館施設整備については、子どもの意見を取り入れられる形で整備される必要がある。そのためにも「児童館運営委員会の設置」（通番 65）を早期に行い、児童館全体の企画内容や運営のあり方の見直しを図り、中高生にも、障害のある子どもにも利用しやすい工夫を常日頃求められる。当該計画においても謳っているとおり、「障害のあるなしにかかわらず、すべての子どもの居場所として

より活用が図れるよう」に、児童館では特に障害のある子どもの受入態勢を整えるための新たな事業枠組みを次期計画に盛り込むことを提言する。児童館は6館中、4館が指定管理事業者（2事業者）に委託運営されている。それを二人の市の児童館長が統括する組織体制をとっているが、果たして各児童館での子どもたちの現状を共有し、それに適した運営へと展開できる体制にあるのか疑問である。「子どもの居場所づくり推進会議」等との連携を進め、事業運営に生かして行ってもらいたい。

② プレイステーション事業（通番 66）について、その事業の意義について、近隣も含め、広く市民理解を形成していく必要がある。近年の近隣からの苦情による内容制限と、それに対する利用者の不満等、所管課と委託事業者だけで解決不能状態に陥っている。今後の運営については、運営委員会方式をとり、所管課、委託事業者、近隣住民、利用者、知見者などで「子どもの居場所」として相応しい運営を進めていけるよう体制を構築することを提言する。例えば、平成28年度未実施である「子どもの居場所推進会議」が、このような場合に問題解決のイニシアティブをもって、市民と市の合意形成を進めるのもひとつの方法ではないだろうか。現状のプレイステーションは30年来の歴史を有し、市民に広く歓迎されてきた施設であり、是非、適正な運営ができるよう、例えば、用地を買収し市有地として運営の安定化を図るなど地域での話し合いを交えながら、具体的な検討を進められたい。前年度ヒアリングで議論された放課後野外事業を実施している窪東公園、けやき公園を常設化し、冒険遊びを市内全域に広める方向で、取り組んでいくことを提案する。

③ スポーツ施設の運営が教育委員会から市長部局スポーツ振興課に移管されたが、子どもたちの育ちや居場所としての議論に所管課が積極的に参加できる体制をつくること、また児童館の狭隘状態を考え、子どもが利用しやすいよう、無料利用の機会を増やすことを提案する。その点で、アンケートでスポーツ施設利用についての質問が設定されてこなかったようなので、今後、「居場所」と

しての施設として位置付けていくこともあわせて提言する。

施策 4

健康に過ごすことができるまちをつくる

(1) 施策評価

① 子どもと親の健康の確保

「親子ひろば事業の拡充」（通番 8 再掲）は、量的実績において、すべての目標値を多く上回る成果になっている。最終的な目標に迫るように、次年度以降の目標を少しずつ高めていく意欲も伺われ、好感である。

「健康に関する各種相談事業」（通番 76）は、量的実績において、概ね目標を達成していることに加え、120 日以内に訪問できなかった家庭に対し、4 か月健診において、乳児の発育及び育児状況の確認を行い、継続支援が必要な場合は、それを行う工夫も加えられており、質的な向上がみられる。所管課における質的評価は b となっているが、a として良いと思われる。

「健康教育」（通番 78）は、概ね順調であるが、質的な取組として、仲間づくりのみ軌道に乗っていないと理解された。実現に向け、継続的な取組が期待される。

「予防接種」（通番 79）は、費用償還制度を創設して目標を達成すると共に、より幅広い接種機会の提供を実現させて、大きな前進となったとみられる。所管課における質的評価は b となっているが、a として良いと思われる。

「低出生体重児の届出・未熟児訪問」（通番 80）は、量的評価理由として、「新生児訪問として計上しており、未熟児訪問単独では計上不可」と説明されているが、量的実績では、「未熟児訪問：延べ 65 人」と具体的に数え上げられており、明らかに矛盾がある。この点を正し、再評価が必要である。また、質的評価の理由を見ると、新生児訪問後の医療機関との連携は未だにできていないと理解される。目標が達成されず、現状維持であったとすれば、評価は c が妥当であろう。

「児童・生徒の保健衛生事務」（通番 81）は、平成 31 年度目標（量的目標）

において、「健診が多岐にわたるため数値化できない。」とされているが、平成31年度目標に向けた平成28年度取組目標では、学校保健安全法に規定された項目とすることで、目標を具体的に明確化した。評価もそれに基づくものとなっており、評価における客観性が担保されるようになったと理解された。大きな改善と思われる。

「子ども家庭支援センター運営協議会の開催」（通番15再掲）では、最終目標の達成に向けて、概ね着実な歩みを重ねていると理解されたが、親子ひろばと保健センターの連携強化に向けては、なお大きな課題が横たわっているとみられる。計画の期間も折り返し点を迎えようとしており、健康推進課職員による講義のみならず、そのために有効と見られる策を具体的に多々構想して実行していくことが必要と思われる。

施策分野4-①をめぐっては、全体に進捗がみられる。当面の課題を克服しながら、着実に最終目標に迫る取組を工夫して欲しい。

② 食育の推進

「健康に関する各種相談事業」（通番76再掲）をめぐっては、記載内容が4-①と全く同じであり、4-②の取組の方向性に固有な目標が掲げられておらず、当然、評価も行われていない。目標から抜本的な捉え直しが必要である。

「各種栄養関連事業（離乳食講習会・両親学級・食育講座など）」（通番82）は、平成31年度目標に向けた28年度取組目標（量的目標）において開催回数が掲げられているが、実績は参加者数で把握されており、両者の間に矛盾がある。いずれに基づくのか、それとも両方を目標とするのか明確にし、的確な評価を行う必要がある。

「個別栄養相談」（通番83）は、量的には、すでに最終目標である平成31年度目標を上回る実績を達成している。この調子を持続するとともに、質的にさらなる改善の余地がないか絶えず検討を加え、一段と有意義な事業としていくことが期待されよう。

「国分寺市栄養士連絡会」(通番 84)についても、量的には最終目標である平成 31 年度目標を上回る実績を達成しており、最終年度までこの調子を継続すると共に、質的な見直しを一段と深め、更なる充実を図ることが大切と思われる。

なお、前年度の本施策評価においては、「外部の関係機関や団体との連携が希薄であり、それらとの相乗効果で食育を広めていく視点到乏しいと思われる。事業の推進方法に、工夫を求めたい。」とコメントしたところであるが、平成 28 年度は、市制 50 周年を記念した天平メニュー・国分寺ごはん事業を実施し、天平メニューを国分寺まつり、こくぶんじ朝市、地場野菜フェアで配布したほか、学生への食育リーフレットを市内の高校、専門学校と大学に通う新入生に配布するなどの取組がなされた。大きな飛躍を実現したとみられる。一層の充実を期待したい。

③ 思春期の保健対策の充実

「中高生を対象とした、たがいの性を理解し尊重するための啓発事業」(通番 85) は、量的には目標を達成しているが、そもそも児童館内の宿泊において、中学生が男女別室となるのは、あまりに常識的なことであって、それをもって互いの性に対する理解や尊重の深まりと捉え、質的な目標の達成とする判断は、安易すぎると思われる。例えば、生理中の女子の休養が、なぜ必要、合理であるかを理解できる男子となるなど、互いの性に対する理解や尊重とはどのようなことなのか、具体的に明確化し、その達成を目指すことが必要であろう。

「教育相談の充実」(通番 87) は、本来スクールカウンセラーによる通常の相談件数によって量的な目標値である 4,000 件が設定されている。全員面接は効果が期待できるとしても、その面接件数を加えた 3,725 件と、別件の教育相談室における教育相談の 350 件を合計した件数をもって、量的な目標値を達成したとの判断は疑問である。一方、継続的な相談を実現させ、子どもや保護者の心理的な変化を把握するようになったことは、相談事業の質的な進歩と評価できよう。ただし、相談件数が増えることは、それを必要とする問題状況が拡大しているとも

考え得る。どのような相談がどんな事情で増減しているとみられるかといった分析的な背景の把握と、それに対応するに相応しい相談事業のあり方の構想が、質的な改善の上で欠かせないと思われる。

④ 小児医療の充実

「休日診療事務事業」（通番 88）は、量的目標について、「事業評価は数値化しづらい」とし、実績評価においても、それを理由に、c としている。しかし、実績としては、医科、歯科、薬科ごとに、休日、準夜別の診療者数が報告されている。すると、同様な方法で報告されているであろう前年度や前々年度の数値との比較、経年変化を把握することはできる。例えば、増えているのか減っているのか、数値による客観的な評価が可能であるはずであるが、行われていない。よって、いずれにしても自己評価は妥当とは言えない。また、質的な目標として、「必要としている市民が受診できている。」とあり、実績に対する評価理由では、「予測できない疾病・怪我に対し適切に対応している」とあるが、例えば、必要としながら休日診療の仕組みがよく分からず、結局、利用できなかった市民は本当にいなかったのであろうか。適切な対応であったことはどのように判断したのかなど、疑問な点が垣間見える。例えば、サンプル調査でもよいので、受診者や市民一般に対して、休日診療の制度や対応をめぐるアンケート調査などを行ってみて、それを踏まえた評価にしていくことが必要と思われる。

「歯科医療連携」（通番 89）は、量的目標について、「…量的目標を設定するのは難しい。」とされているが、実績に対する評価理由では、「実績値で考えると達成している。」とある。そもそも判断基準となる目標が設定されていないのに、いかなる判断も行うことはできない。評価には、明らかな矛盾がある。しかし、「休日診療事務事業」（通番 88）と同様で、例えば、前年度比や経年変化で数値による客観的な評価は可能である。改善を求めたい。一方、質的な評価は概ね妥当と思われる。

「小児救急医療」（通番 90）は、子どもの命に直接関わる極めて重要な事業で

あるにも関わらず、未着手の状態が続いており、甚だ遺憾である。前年度本施策評価において、こうした状況の打開に向けて重要な提言を行ったにも関わらず、それを受けとめる気配も見えない。さらには、平成 29、30 年度に向けた展望においても、本事業そのものを無価値と見なすかのごとき見解が示されており、看過できない。抜本的な改善を求めたい。

(2) 提言

前年度の本施策評価における提言として盛り込んだ事項の内、以下が未着手、もしくは不十分と思われる。継続的な改善、工夫を期待したい。

ア 特に、重点施策である「①子どもと親の健康の確保」と関わって、全国の動向を知り得る良質なデータとの比較により、現状における国分寺市民の固有な特色を把握し、起案に活かすこと。

イ 特に、重点施策である「①子どもと親の健康の確保」と関わって、放射線や喫煙に起因する被害の予防を図る取組を、健康教育のみならず、思春期保健の喫緊の課題としても積極的に展開すること。

ウ 特に、「③思春期の保健対策の充実」と関わって、薬物中毒の危険から子どもを守るための具体的な取組が、取り分け学校外の場において乏しいとみられることから、その改善を進めること。

エ 特に、「③思春期の保健対策の充実」と関わって、セクシャルマイノリティの子どもに対する支援と市民一般への啓発の工夫を積極的に進めること。

オ 「④小児医療の充実」における「小児救急医療」(通番 90) の抜本的な改善を進めること。その際、身近にある優れた医療機関を、適切、迅速に利用できる仕組みを作ることを軸に検討すること。

(1) 施策評価

① 子育てへの父親の参加の促進と男性を含めた働き方の見直し

「父親参加型育児の啓発事業」(通番 91) は、比較的父親が参加しやすいとみられる土曜日の事業実施を継続するなど、さらなる改善を図る努力が見られる。後継年度の目標も上積みに設定されており、意欲的な展開が企図されている。父親の参加を一段と日常化することを軸とし、さらに事業を拡充させていくことを期待したい。

「雇用における男女平等に関する講座等の開催」(通番 92) は、量的な目標をその通り達成している。一方、事業に参加した人々の中から、再就職への技能を向上させ、自信を獲得することができたとみられる方々が相当数誕生したとみられ、事業の質的な向上を確認することができる。

「特定事業主行動計画の推進及び啓発」(通番 93) は、量的な目標値をいずれも達成できていない。積極的な改善が求められるが、特に育児参加休暇取得率をめぐる目標値と実績の乖離が顕著に大きい。この点の改善をめぐって有効と見られる具体策を、しっかりと構想することが喫緊の課題となろう。今後の取組に注目したい。

「両親学級、プレママプレパパセミナー」(通番 94) は、量的な目標をその通り達成している。一方、参加者による地域での仲間づくりを促進するため、地域を配慮した参加者グループを設ける取組が行われていることも把握できた。質的な前進に向けた工夫と理解できよう。また、安心して出産・育児ができるよう、「平成 29 年度から妊婦の全員面接を開始するため、事業同士の連携を図っていく。」との課題も明確に把握されており、一段と質的な充実を目指す意欲的な取組の姿勢が確認される。積極的な挑戦に期待したい。

「児童館での家族を対象とした土・日曜日の事業実施」(通番 95) は、量的な

目標を概ね達成している。一方、質的な評価理由と課題をめぐっては、「児童館まつり・ごはんカフェ・土曜日カフェ・パパデイの行事を行う。」とあるのみで、平日に児童館を利用できない家族や父親がどれほど参加できたのかを明らかにしていない。そうした人々が多数参加しているという質的な特色を担保した事業であったのか、これでは判断できない。どのような点に着目してその変化を報告することが求められているのか、評価の視点とあり方を今一度よく確認する必要がある。

「子育てへの男女共同参画に関する啓発」（通番 96）も、量的な目標を概ね達成している。一方、質的な目標と実績、並びに、評価理由を検証すると、評価は概ね妥当とみられる。その上で、例えば、前年度のアンケート調査結果との比較を試みれば、変化を確認することができ、成果の質を一段と適切に評価できたのではないか。

② 仕事と子育ての両立のための多様な働き方の支援

この分野唯一のものである「ファミリーサポート・センター事業」（通番 97）をめぐっては、量的な目標において、利用会員数が大幅にそれを上回り、すでに平成 31 年度目標をも超える成果となっている。しかし、援助会員数は依然として伸び悩んでおり、平成 28 年度も目標値の半分強といった実績に止まった。全体として会員数は増えているが、担当者の指摘のように、利用会員と援助会員のバランスをどのように確保していくかが、早期に達成されるべき重要な課題とみられる。その上で、こうしたことを後継年度の取組目標として掲げ、建設的な展望を明らかにしていることは心強い。目標の実現に向けた取組を見守りたい。

(2) 提言

前年度の本施策評価における提言として盛り込んだ事項の内、以下が未着手、もしくは不十分と思われる。継続的な改善、工夫を期待したい。

ア 特に「①子育てへの父親参加の促進と男性を含めた働き方の見直し」に関わって、例えば、「父親参加型育児の啓発事業」（通番 91）における父親が相対的に参

加しやすいとみられる土曜日に行事を開催する工夫については、実は、すでに平成27年度から行われていることである。継続することで、一段と事業の周知を図り、参加者を増やすこともできると思われるが、量的な評価理由を見れば、仕事の都合で父親の参加が少なかったことが指摘されている。やはり土曜日頼み一辺倒の取組には限界があるのではないか。前年度の本提言においては、この点で、事例も提起しつつ、「働きかける対象の現状や感性、ニーズなどを考慮し、自由な発想に立って、有効とみられるアイデアを練り上げることが大切…」と指摘している。平成28年度の評価についても同様の提言とする。

イ 特に「①子育てへの父親参加の促進と男性を含めた働き方の見直し」に関わって、ここに盛り込まれた事業には、参加対象者の意識変革を目指すもの、それを伴って実現が見通されるものが多いとみられるが、人間の意識の変革は容易ではない。前年度の本施策評価では、「継続的に働きかけていくことが大切であろう。仲間を持つことも支えになる。そうした出会いにも期待して、例えば、引続き公民館の関連の講座に参加を促すといったことも有効であろう。関連の所管課との連携による事業の拡充を期待したい。」と述べたが、引続き実現に向けた取組に注目したい。

ウ 特に、「②仕事と子育ての両立のための多様な働き方の支援」に関わって、この分野では、唯一「ファミリーサポート・センター事業」（通番97）が位置付けられているのみであるが、既述のように、幸い成果は積み上げられてきている。援助会員を如何にして増やすかが唯一の課題と言えよう。以下も前年度の提言の一部となるが、例えば、公民館に子育て支援や本事業に関わる講座の開催をお願いし、関心を持った人たちに援助会員をお願いするといった取組もあり得るのではないか。子ども子育てサービス課だけで取り組むには無理がある事業と考える。庁内での新しい協働の構築を目指して欲しい。

(1) 施策評価

① 「地域における子育て支援サービスの充実」

子育てに多くの不安を抱える人たちを支援する施策において、これまでの取組を踏まえた評価の根拠や当面の課題が具体的に明らかにされていない。「親子ひろば事業の拡充」(通番 8 再掲)、「子ども家庭支援センター運営協議会の開催」(通番 15 再掲))

しかし、その一方で、「子ども家庭支援センター地域ネットワーク事業」(通番 105)において、国分寺子ども・子育て支援円卓会議の実績を評価理由としているところは大きな成果と思われる。

「公民館保育室事業」(通番 100)、「子育て中の親が学ぶグループの育成・支援事業」(通番 102)など公民館事業は評価が高く、事業の充実が目立つ。公民館の取組を全庁的に学びあう機会を設けることが他の施策を充実させていくために有効と思われる。

② 「保育所等への受入れ児童数の計画的拡充」

「待機児童解消のため認可保育所の増設」(通番 112)として、認可保育所は新しく開設されているが、女性の社会進出が進んでいるなどの理由による保育ニーズの高まりにより、待機児童は解消されていない。「保育所定員数の適正化」(通番 109)における取組を、積極的に進め、待機児童の解消に努められたい。

③ 「保育の質の向上への取組」

平成 27 年度より本計画に位置付けられ、本格実施となった「保育施設の質の向上(基幹型保育所システム)」(通番 113)は、全体的に、各保育施設の垣根を越えた研修機会を設けることや、外部の関係者との交流・連携を深める点で現状維持に留まっていると読み取れる。現状と照らし合わせてその有効性について、検証を行っていく必要がある。また、当該事業については、まだまだ保護者にお

いて認知度が低い。保護者の安心のため、基幹型保育所システムのさらなる充実と周知を図られたい。

④ 「多様な保育サービスの展開」

「延長保育事業」（通番 120）、「産休明け保育事業」（通番 121）は、保育所の設置とともにその施設数は徐々に増えている。一方、「病児・病後児保育事務事業」（通番 124）は、共働き保護者にとって大切な施策であるが、現状維持に留まっている。保護者の多様なニーズに応えられるよう他の自治体の取組を参考にし、さらなる充実を図られたい。

⑤ 「学童保育所の充実」

学童保育所の全入制度は評価できるが、狭隘状態は全く解消されておらず、とても子どもが健全に育つ場として機能しているとは言い難い。また保護者の高学年の受入れに対する期待値は高い。国分寺市子ども・子育て支援事業計画に学童保育所の整備目標が示されており、民設民営学童保育所を新たに平成 28 年度は 1 か所、平成 29 年度に 2 か所開設したが、入所児童の増加に開設が到底追いついていない。学童保育所の職員が狭いスペースの中で楽しく過ごせるよう工夫してくれているが、それに甘んじることなく、早急に事態を改善する必要がある。また、前年度所管課評価において、学童保育所の狭隘状態の解消の手法として放課後子ども総合プランの利用が謳われていたが、平成 28 年度評価からはその文言が消えている。学童期の子どもを持つ保護者は、学童保育所が今後どのように保育を充実させて行くのか大変不安を感じている。学童保育所の保育の充実に向けた今後の方向性を保護者とともに検討されたい。その他、学童保育所の高学年児童受入れについても保護者のニーズは常に存在するので、計画の実現のために努力を継続されたい。（「学童保育所中学生障害児保育」（通番 37 再掲）、「学童保育所の障害児の受入れ拡充」（通番 38 再掲）、「学童保育事業」（通番 127）、「学童保育所の整備計画」（通番 129））

(2) 提言

「地域における子育て支援サービスの充実」については、子育てに不安を抱える人たちの支援として重要であることから、今後もさらなる充実を図られたい。

「保育所等への受入れ児童数の計画的拡充」については、この待機児童問題が解消されていないことにより、その他の事業の達成が困難になっていると言える。事業を担う部署単体ではなく、関係各課による調整や協力のための検討の機会をもつことが、解決方法を見いだす場となる可能性がある。保育所設置にこだわらず幼稚園の活用なども検討する価値があると言える。関係各課との連携をより強化し、問題解決に向けた取組をされたい。

「保育の質の向上への取組」については、改善に向けて取組を今後の方向性として示されていることは、概ね妥当と思われるが、保育を巡って起きている事例に複雑で専門的な知見を求めることが一段と増えているといわれている昨今、心理相談員の派遣のみならず大学等の学術機関や研究者との連携を加えてみるのも一案と思われる。

「学童保育所の充実」については、学童保育所の狭隘状態は依然として深刻であり、早急な対応が求められる。学童保育所の課題を解消するための方法として記述されていた「放課後子ども総合プラン」についての記述が削除されているが、学童保育所の充実を施設の増設以外でどのように図っていくつもりなのか計画からはなかなか見えてこない。学童保育所に対する保護者の期待は大きい。学童保育所の高学年児童の受入れとともに、保護者のニーズに応えられるようさらなる学童保育所の保育の充実を図られたい。

施策 7

確かな学力と豊かな心を育む

(1) 施策評価

① 体験学習の実施

体験学習については全 11 事業で、小学校から中学校までと対象も幅広く、ま

た、内容的にも多岐にわたり実施されている。各所管課の自己評価結果についても5事業がA評価、6事業がB評価となっており充実した事業が行われていると判断できる。

今後の事業の充実を期待し何点か指摘する。まず1点目として事業の中で設置箇所数（「自然や生き物との触れあいを通し、自然の不思議や生命の大切さを主題とした体験学習施設の検討」（通番132））、団体数（「伝統文化こども教室」（通番137））、実施事業数（「芸術鑑賞教室事業」（通番135）、「公民館青少年体験授業」（通番138））、開催校数（「夏休み学校キャンプ」（通番139））など参加人数ではない数値で事業の量的評価を行っている事業があるが、今後は事業評価をより効果的に行うために、その事業の児童の参加数も含めて量的評価を行うことを勧めたい。次に冒頭で述べたように体験学習の実施については、多岐にわたり事業を開催している良い事業であるにもかかわらず参加人数が定員に満たない事業がある（「わんぱく学校」（通番136）、「ジュニアサマー野外活動交流会」（通番140））。一方で定員を越す事業もあることから、所管課において定員を満たすためのさらなる努力を期待したい。

「学童体験農園の充実」（通番133）は、種まきから収穫までを体験でき非常に貴重な機会であると考えられる。農地の確保など様々な課題があるかとは思いますが3校に留まらず、より多くの学校、児童が体験できるような機会を検討されたい。

「夏休み学校キャンプ」（通番139）は市内の全小学校で開催していることは評価できる。しかしながらその主な目的がキャンプを通して児童が地域や保護者との繋がりを強めるとなっている。近年の猛暑により日帰りキャンプとなることも多くあり、この事業を通してどんな体験を児童に与えたか、目的に対する手法が妥当かどうかなど学校キャンプの位置付けについてしっかり議論されたい。

② 環境学習の充実

実施されている事業が「児童館・学童保育所における、ゴミの分別による日常体験学習」（通番141）のみであり、所管課の評価によれば分別どころかゴミを

持ち帰らない児童もいるということからこの事業が環境学習の充実、ひいては平成 31 年度の目標である「地球規模で環境を考え身近な生活レベルで実践できる取組などを学ぶ機会の創出」に繋げるのは事業の対象範囲、内容から考えて困難ではないかと考える。また、「学校及び地域社会で環境学習を進める」とあるが学校との連携及び地域社会の中でどのように環境教育を行っているのか、また、それがどういう成果を得ているのかなど、前年度も指摘をしているが、正確に把握できる状況ではない。来年度以降の改善に期待したい。

③ 中高生が乳幼児とふれあう機会の確保

核家族化や兄弟、姉妹数の減少に伴い中高生にとって乳幼児とのふれあいは、貴重な経験でありこのような事業に取り組む姿勢は評価できる。また前年度に比べて中学生の受入れ数も増加しており、事業の進捗が伺える。しかし、本事業が「親子ひろば事業」を通して行うものであり、乳幼児の親の理解が得られるのか、乳幼児に対して何らかの影響が発生しないのかなどの疑問点は前年度同様残る。目的を達成するための手法として適切なのか、他の取組を検討することが出来ないかなど多角的に検証されたい。

④ 不登校児童・生徒への施策の充実

不登校児童・生徒への施策の充実については「不登校児童・生徒への支援」（通番 143）として適応指導教室（トライルーム）が設置されている。本年度の所管課へのヒアリングにより平成 28 年度の問題行動調査等の集計から小学校で 18 人、中学校で 78 人とされており、前年度より若干増加している状況である。国分寺市では各小中学校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどが連携して不登校児童・生徒に対しては、適応指導教室（トライルーム）へ通室出来るようにサポートをしており、通室した児童・生徒の学校復帰のために一定の成果を挙げており評価に値する。しかしながら、不登校児童・生徒の中で実際に適応指導教室（トライルーム）に通室できる児童・生徒は一部であることから、この施策についての取組として本事業だけでよいのかどうか、

他の児童・生徒に対する事業の必要性など今後の検討材料とされたい。重点施策に位置付けているため、積極的な取組に期待したい。

⑤ 地域に開かれた学校運営の推進

「コミュニティ・スクール設置に向けた諸事業の推進」（通番 144）は、平成 27 年度に小学校 1 校が加えられ、前年度は 0 校、平成 28 年度の時点でコミュニティ・スクールの指定を検討している小中学校はなく事業の進捗に対して停滞感を感じる。また、それと同時に既に指定されている学校について、その運営状況を把握し必要な指導や支援を行うようなスキームの構築を今後進められたい。

⑥ 特別支援教育の充実

特別支援教育の充実については重点施策として位置付けられ、平成 31 年度の目標も「一人ひとりの子どもがその特性に合った指導が受けられるように、通級指導学級や特別支援学級、特別支援教室の設置、特別支援教育支援員の配置等を計画的に進め、一層の充実を図っていきます。」とあり、この施策の目標を実現するための事業として位置付けられているのが「特別支援教室の設置」（通番 145）（平成 30 年度より「サポート教室」に名称変更）である。こちらの事業については、平成 28 年度においては新たに第二中学校に設置され、平成 30 年度の全校設置に向けて進捗しているといえる。また、教員の資質向上を目的に職員向けの研修も実施しておりこちらも評価に値する。しかしながら、平成 31 年度目標にもあるように特別支援教育の充実には、「特別支援教室（サポート教室）」だけでなく、通級指導学級や特別支援学級などに対する取組もあるが、評価の対象となる事業に位置付けられていないため、これらを含む総合的な評価ができないのが現状である。次期計画策定時において、実施計画のあり方について検討されたい。

(2) 提言

「体験学習の実施」（施策 7-①）については、事業数、対象年齢とも幅広い事業

が展開されているが、全体として停滞感があり、動員方法や事業をより充実するための検討が必要と考える。事業の充実という点では、特に「プレイステーション事業」（通番 66 再掲）は活動の制限が顕著になっているため、子どもたちが従来の様にいきいきと安全に遊べる環境の確保について、新用地の確保も含め整えられたい。また、「夏休み学校キャンプ」（通番 139）についても事業の目的、実施内容などその目的や役割分担を再度検討されたい。

「環境学習の充実」（施策 7-②）については、5年間の目標の実現に向けて現在の取組だけで良いのか疑問である。現在行っている「児童館・学童保育所におけるゴミの分別による日常体験学習」（通番 141）に対する検討を行うとともに目標達成のために必要な事業についても検討し、次期計画策定に向け検討を始められたい。

「中高生が乳幼児とふれあう機会の確保」（施策 7-③）については、現状の事業手法については疑問と限界を感じる、目標達成のために、事業内容の見直しをされたい。

「不登校児童・生徒への施策の充実」（施策 7-④）については、適応指導教室（トライルーム）の設置だけでなく、通室しない・出来ない児童・生徒に対するフォローや関係機関との連携についての施策を進められたい。

「地域に開かれた学校運営の推進」（施策 7-⑤）については、コミュニティ・スクールに対する学校・地域・保護者の理解促進のための方策並びに既に指定を受けている学校の運営の現状把握、支援方法について検討されたい。

「特別支援教育の充実」（施策 7-⑥）については、特別支援教室の設置について設置する事で終わりではなくその後の質的な充実に十分に検討されたい。

施策 8

生活困難な子どもと親に対する経済的な支援を増やす

(1) 施策評価

① 医療費補助の充実

各事業は個別の必要に応じてこれを利用するもので、その意味では市民にセー

フティーネットを提供するものである。今後の方向性としてこれを維持、継続することを示している点は評価できる。いずれも申請は任意であるため、事業評価は数値化しづらいとされている。しかし、潜在している対象者の更なる掘りおこしのために、必要な人に漏れなく支援が行くように制度周知が重要である。今後の取組の方向性として、市民課等との連携により対象者を漏らすことなく適切に手当支給に繋げるとしていることは評価できる。これらの事業は、国や都から委譲されている事業が多く、市独自の事業でないものが多い。しかし、実績値からもわかるように確実に必要性がある。制度の運用に当たっては、市民ニーズに対応できるよう市として柔軟に素早い動きができることが望まれる。

また、所管課が、健康推進課、子ども子育てサービス課、障害福祉課と多岐にわたっており、支援を受けようとする側への配慮が必要である。

② 児童手当等の充実

児童手当に関する諸事業は概ね目標は達成されたとしている。子ども子育てサービス課の窓口のみならず、様々な相談窓口や関係各課との連携により対象者を漏らすことなく手当支給に結び付けることが必要となる。対象者の状況も様々であることから切れ目のない支援に結び付くよう、さらなる制度周知が求められる。

なお、私立幼稚園に対する諸事業は、概ね目標値を達成している。

③ ひとり親家庭等の支援

生活福祉課を中心にひとり親家庭を支援するため、相談・資金援助等、様々な事業が取り組まれている。相談は各事業の入口である。民生・児童委員により各地域の学校との連絡会等を通じて地域の諸問題の共有、子ども家庭支援センター、児童相談所などの関係機関との連携が図られ、身近な地域で相談しやすい環境がつくられてきている。さらに民生委員・児童委員協議会では、「子どもの貧困」をテーマにした講演会を実施している。今後も継続的な研修が必要と思われる。

資金援助に係る事業としては、「生活保護」（通番 167）のほか、「母子福祉資金の貸付」（通番 164）、「母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業」（通番 169）、「高

等職業訓練促進給付金事業」(通番 170),「ひとり親家庭等医療費助成制度」(通番 171)がある。これらの事業は、目標値に近い数値としても申請に基づくものであり、利用者が少ない状況にある。利用者からみると全体把握することは難しく、組み合わせの可否や何を利用すればいいのかについて適切な情報提供、助言及び支援が必要である。また、生活自立に向けては多くの困難から就労自体が難しい場合もあり、利用者の視点で事業執行が求められる。ひとり親家庭等に対する支援全般にイえることとして、何より事業の周知、各関係課との連携が重要と考える。

(2) 提言

生活困難な子どもと親に対する経済的な支援には、柔軟で、迅速な対応が必要である。国や都の事業であっても、市として漏れなく支援がなされるよう体制作りが求められる。いずれも申請によって支援が得られるのであり、必要な人が支援を求めに来るかどうかは未知数である。適切な支援が届くよう、支援への入口となる窓口への案内を各所管課の連携により行われることが必要である。事業周知、丁寧な対象者の掘り起こしによって、必要な人に切れ目のない支援が行き届くよう関係機関との連携体制の構築に向けた取組を図られたい。

施策 9

健康で文化的な生活が保障されるまちをつくる

(1) 施策評価

① バリアフリーとユニバーサルデザインのまちづくり

バリアフリー、ユニバーサル化については、教育事業の取組として発達障害がある児童・生徒にも配慮された授業や環境づくりが進められた。特別支援教育に関する研修会や、特別支援学級と通常学級との交流を通して障害理解を深めることを目標としている。乳幼児親子が利用しやすい施設整備についての取組についても課題はあるが、目標値に向かって引続き啓発を進めている。

② 安全な道路交通環境の整備

基準に基づき優先順位をつけて環境を整備している。街灯のLED化も推進している。今後も交通危険箇所の解消，交通事故防止対策に向けてより安全な環境づくりに努めるよう期待したい。

③ 交通安全学習

小金井警察署及び交通安全協会，小金井市と協力し，交通安全の啓発ができたことは評価できる。広く市民に周知するための広報の仕方や事業内容の充実を期待したい。

④ 安全なまちづくり

4事業とも環境に関わる調査を行っている。水質・大気・ダイオキシン・放射能測定いずれも市民が安全に安心して暮らせるように継続して測定結果を見ていくことに意味がある。

⑤ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

11事業において，おおむね目標達成にむけて順調に進んでいる。小中学校において，安全安心に関する具体的な指導を行い，地域との連携により子どもの見守り活動の活発化が図られていることは評価できる。「市立小・中学校周辺における自主防犯活動拠点の設置」（通番190）は，平成28年度に2拠点設置できており，各地域の自主防犯活動が活性化している。

⑥ 被害にあった子どもの保護

平成28年度は，個別ケース会議や弁護士相談の対応により，子ども家庭支援センターと教育委員会・警察・児童相談所・主任児童委員等関係機関と連携して，被害にあった子どもの支援を行っている。要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議や医師，弁護士への相談も継続して専門的な観点から解決にむけて支援している。

(2) 提言

バリアフリーとユニバーサル化については，障害のある方や高齢者だけでなく，

すべての人たちが利用しやすい施設や安全な道路などを日頃から意識して各課の業務を見直すことが重要である。そのため、庁内における情報共有や連携により、市内の公共施設の修繕や増改築の際に、こうした視点に配慮できるよう職員の意識を高めるための啓発を進めていくことが大切である。目標の実現に向け、啓発などの取組を引き続き進められたい。

交通安全学習については、市内の自転車の交通安全教室の実施により自転車利用者の交通マナー及びルール の周知を図ることは、重要である。幅広い層の市民への啓発事業を引続き継続し、積極的に取り組まされたい。

子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進については、小中学校と地域が連携し子どもを見守っているが、関わる人が増えることで地域力も高まり、子どもにとってより安全な環境をつくることができる。そのためにも今後も継続して自主活動の活性化や事業者の協力依頼をさらに推進されたい。

施策 10

市民の共助による子育て・子育て支援を進める

(1) 施策評価

① 地域社会における子どものための活動援助

再掲を除くと「児童館における、施設使用の提供・備品貸し出し」(通番 193)、「子ども読書活動推進計画の事業の実施」(通番 194)に取り組んでいる。「児童館における、施設使用の提供・備品貸し出し」に関しては、前年度、所管課が「評価理由と課題」として、「地域連携強化につながる。」としていることに対し、平成 27 年度評価として、この事業の本質を「地域連携」と捉えるのであれば、「今後の方向性」として記されるべきは、単なる物貸しの一方向的な支援ではなく、児童館の施設や備品の貸し出し、もしくは共用を伴う協働事業の実施となるのではないだろうか。と提言している。所管課の評価において、事業内容が向上したものと評価されているが、施策の取組の方向として「子どもたちのための活動援助」の視点があるため、この視点での評価が欲しい。

② 地域の住民が参画した世代間交流の推進

「夏休み学校キャンプ」(通番 139 再掲)に取り組んでいる。所管課の量的評価理由は「すべての小学校で開催することができた」、質的評価理由は、「保護者や地域の方たちのほか、青少年委員、民生・児童委員など、多くの協力を得て実施できたため、地域のつながりをより強くすることができた」として事業内容が大きく向上したものとして評価されている。平成 27 年度評価で「担当課の質的実績については記載が不明確であり、地域の住民が参画した世代間交流の推進につながっているとは、評価できない。」と評価したが、平成 28 年度についても同様の評価である。質的目標とした子ども、保護者、地域とのつながりの強化が図られる事業として、さらなる推進に努められたい。

(2) 提言

「地域社会における子どものための活動援助」については、5 年間で目指すべきもの及び概要としては、「青少年健全育成を目指す地域団体や青少年委員自身による活動団体を支援するとともに、「総合型地域スポーツクラブ」の充実を図ります。」としている。

地域関係団体と子どもたちのつながりが、より深い関係で交流・体験ができるので、行政の力強い支援を期待したい。

「地域の住民が参画した世代間交流の推進」については、5 年間で目指すべきもの及び概要としては、「様々な施設での事業を通じて異世代交流事業を進めるとともに、異世代の人々と児童及び保護者の交流活動や父親の参加を呼びかけます。また、より多くの参加者が見込め、豊かな活動が保障できるよう、効果的な情報発信や交流の場の充実を図ります。」として重点施策にも位置付けている。

世代間の交流については、まだまだ地域によって格差があると聞いている。どの地域に住んでいても同じように交流ができることが望ましいと考える。引続き、効果的な情報発信や交流の場の充実を図られたい。

(1) 施策評価

「子どもの居場所づくりに関わる市民ワークショップの開催」(通番7再掲)、「児童館運営委員会の設置」(通番65)事業が未実施、未着手である。子どもの居場所に社会的関心が高まっているこの領域で、これまで通りの事業実施だけでは、子どもを取り巻く環境の変化に対応することは困難である。国分寺市独自の視点を交えながら、着実な事業の実施と推進を図られたい。親子ひろば事業の拡充については、「子ども家庭支援センター地域ネットワーク事業」(通番105)として、子ども家庭支援センターの地域組織化事業に組み込んでおり、連携が進みつつあることを評価する。子ども野外事業の内容については、施策3に記述した通りだが、協働事業としての実績についてみる限り、協働であることの意義が十分に発揮されているため評価したい。コミュニティ・スクールの実施については、3校が指定されたこと、地域との協働で運営されたことをもとにA評価としているが、前年と変わらず、協働運営の内容が示されていないこと、また事業概要「順次コミュニティ・スクールの設置を進める」からは、評価に疑問がある。

(2) 提言

「子どもの居場所づくりに関わる市民ワークショップ」については、平成29年度に実施される「子ども居場所づくり推進会議」の議論に合わせ、再構築を進められたい。

「子ども野外事業」と「屋外型親子ひろば」が「青空ひろば」として平成29年度に統合、拡大し、児童館の野外事業と子育て相談室の親子ひろば事業が合体する、幅の広い事業となる。量的だけでなく、質的にも担保すべく、協働事業者任せにならないよう、明確な目的や方法、役割分担と連携をもち推進されたい。

子どもの居場所や乳幼児の育ちについては、保護者や子どもたちのニーズを把握することが重要となる。そのニーズを捉えながら事業の推進だけでなく、地域力向上

も視野にいれた市民の協働のあり方を次期計画に向けて検討されたい。